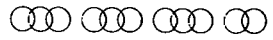


空港周辺の無人化をねらう

三里塚現地報告

「騒特法」攻撃を許すな!

9～10月闘争を闘い抜き、「56・3」ジェット闘争をかちとり、二期着工攻撃を粉碎しよう!



今日、鈴木自民党内閣は、成立と同時に激動の八〇年代へむかって体制的危機のりきりをおかけた軍事大国化・政治反動と生活破壊の攻撃を矢継ぎ早に打ち出している。
この攻撃の頂点にあるのが第四次空港整備五ヶ年計画Ⅱ四空整にもとづく三里塚二期工事強行と関西新空港建設の攻撃である。
われわれは、労農連帯を一層強化し、九～十月闘争を闘い抜き、「五六・三」ジェット阻止の闘いにむかって前進しよう。

三里塚二期強行攻撃が強まっている

現在、三里塚現地では、二期工事強行にむけた政府・公団の攻撃が激化している。

一つは、千代田農協移転、公団用地貸付け、成田用水建設などの「農振策」と空港周辺住民を追い出し、無人化を意図する「騒特法」攻撃をもつて反対同盟を分断・破壊しようとする攻撃。

二つ目は、アプローチエリアの完成と京成線の芝山町までの延長など一期既成事実化をさらに進めようとする攻撃。

三つ目には、本格パイプラインの突貫工事とジェット燃料貨車輸送期限延長攻撃。

こうして、用地内外の反対同盟の破壊・解体をもって二期工事強行策動を強めると同時に三里塚空港の最大のアキレス腱であるジェット燃料問題の根幹を握るわが動労千葉に対する組織破壊攻撃をも強めているのである。

空港周辺の無人化をねらう「騒特法」

騒特法（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法）は、一九七八年にあの悪名高き「成田治安立法」とともに成立した悪法である。

この法律は、第一条で「成田空港周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定（千葉県知事の権限）や土地利用に関する規制などの特別措置を講ずることによって、航空機の騒音によって生ずる障害を防止し、あわせて適正で合理的な土地利用を図る」としている。

つまり、航空機騒音を防止するのではなく、逆にそれを前提として、三里塚空港周辺の土地利用を規制し、農業はおろか、住民を追い出し、すべて空港に従属した「適正で合理的な土地利用」を目的とした法律なのである。

さらに、この法律は、二期工事の完成を前提として、空港周辺を「特別防止地区」と「防止地区」とに分けて「土地利用地域指定」を指示している。

「特別防止地区」に指定されたところでは、病院、学校、住宅などの新築はおろか、増・改築をも禁止している。

80.8.22
No. 514

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）三五八〇九（公衆）三五三二七二〇七

そして、違反すれば、取りこわしと罰金が課せられるのである。

また、「防止地区」では、防音設備を無条件でしかも自費でとりつけることが義務づけられている。こうして、政府・公団は、三里塚空港周辺に人が住まないことが最大の「騒音対策だ」といっているのである。

反対同盟が一貫して主張してきた「空港と住民は、共存出来ない」ということが現実の問題となつていっているのである。

「騒特法」粉碎の闘いを突破口に二期工事阻止へ!

三里塚・芝山連合空港反対同盟は、こうした極めて恐るべき内容の「騒特法」粉碎にむけ連続闘争に決起している。

「騒特法」の具体的な計画案づくりを推進する芝山町当局に対し、「計画」段階でつぶしてしまふための闘いとして、去る六月二六日の各部落代表による緊急抗議行動をかきり、波状的な大衆行動を行なう一方、芝山町全戸へのビラ入れ、宣伝行動など連続した闘いが展開されている。

われわれは、こうした反対同盟と空港周辺住民の闘いと固く連帯し、二期工事着工の具体的な攻撃である「騒特法」粉碎、五六・三ジェット燃料貨車輸送期限延長阻止の闘いに決起しなければならぬ。

動労「本部」反動分子は、第三六回定期全国大会方針案において、「成田空港問題は、社会党・総評の方針にもとづいて、・・・対処します。」などといっている。

彼らの意図は、明白である。

「反対同盟と一線を画す」三里塚闘争などはあり得ないのであり、彼らの意図が、「五六・三」ジェット燃料問題をハイエナの如く利用せんとするものであることは、もはや明白である。

われわれは、動労千葉の運動路線に自信と確信を深め、五五・一〇/五六・三に至る国鉄三五万人体制粉碎、三里塚・ジェット闘争貫徹にむけ、断固闘い抜こう。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!